

さいたま市告示第439号

令和8年3月6日付け埼玉県告示第150号に係るさいたま都市計画公園事業の関係図書の写しの送付があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更に係る都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画公園事業5・5・04号見沼通船堀公園

2 縦覧場所

さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課